

このガイドラインは、使用者が建設業附属寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）の住環境の整備及び快適な寄宿舍生活の維持、促進を図り、もって寄宿舍に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の福祉の向上を図ることを目的として定められたものです。

### 1 使用者の責務

使用者は、寄宿舍について、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程に定めるところによるほか、このガイドラインに適合したものとなるよう努めるものとする。

### 2 寄宿労働者の意見の聴取

- (1) 使用者は、寄宿労働者から寄宿舍に関する意見要望を聴くための機会を設けるよう努めるものとする。
- (2) 使用者は、(1)により寄宿労働者から意見要望があった場合には、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 寄宿労働者の協力

寄宿労働者は、使用者が実施する寄宿舍に関する措置に協力するよう努めるものとする。

### 4 出入口

使用者は、通常使用する寄宿舍の出入口には、水洗設備等寄宿労働者の足部に付着した泥、土等を除去するための設備を設けるよう努めるものとする。

### 5 階段の構造

使用者は、寄宿舍の階段の両側に側壁又はこれに代わるものがある場合であっても、少なくともその片側については手すりを設けるよう努めるものとする。

### 6 寝室

- (1) 使用者は、寝室については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。
  - 一 各室の居住人員は、それぞれ2人以下とすること。
  - 二 各室の床面積は、押入れ等の面積を除き、1人について、4.8平方メートル以上とすること。
- (2) 使用者は、寄宿舍の周囲の状況に応じて、窓はサッシ窓にする等防音の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (3) 使用者は、就眠時間を異にする寄宿労働者を同一の寝室に寄宿させないよう努めるものとする。

## 7 浴場

使用者は、浴場を設ける場合には、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。

- 一 シャワー設備を設けること。
- 二 浴場の温度調節については、浴場内において行うことができる構造とすること。
- 三 体重計を備え付けること。

## 8 便所

使用者は、便所については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。

- 一 大便所の便房及び小便所は、寄宿労働者の数に応じ、適当な数を設けること。  
ただし、大便所の便房は、2個を下回らないこと。
- 二 女子の寄宿労働者の数に応じ、適当な数の女子用便所を設けること。
- 三 できる限り水洗便所とすること。

## 9 渡り廊下

使用者は、食堂、浴室又は便所を寝室と別棟に設ける場合には、それぞれの棟の間に屋根のある渡り廊下を設けるよう努めるものとする。

## 10 洗たく機

使用者は、洗たく場には、寄宿労働者の数に応じて、適当な数の洗たく機を設置するよう努めるものとする。

## 11 物干し場

使用者は、寄宿舎の物干し場には、屋根を設けるよう努めるものとする。

## 12 福利施設

- (1) 使用者は、寄宿労働者の教養、娯楽、面会、談話、休憩等のための適当な福利施設を設けるよう努めるものとする。
- (2) 使用者は、(1)の福利施設については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。
  - 一 喫茶のための設備を設けること。
  - 二 テレビを設置すること。
  - 三 新聞、雑誌等を備え付けること。

## 13 自動火災報知器

使用者は、寄宿舎に自動火災報知器を設置するよう努めるものとする。